

人事院会議議事録

会議日

令和3年7月1日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (給与局)
吉田給与第二課長、琴給与第二課企画調整官

議題

内閣総理大臣秘書官の増員に伴う職務の級の定数の設定に関する内閣総理大臣への意見の申出

議事の概要

- 議題「内閣総理大臣秘書官の増員に伴う職務の級の定数の設定に関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

内閣総理大臣秘書官の増員に伴う職務の級の定数の設定に関する
内閣総理大臣への意見の申出

令和3年7月1日
給 与 局

内閣官房によると、様々な重要政策課題に適時適切に対処していくため、特別職である内閣総理大臣秘書官を1名増員し、計8名とするとともに（内閣官房組織令の一部を改正する政令を7月6日に閣議決定し、同月8日に公布・施行予定）、この増員に当たっての財源として、内閣官房の柔軟化定数の専門職（企画官）を2減、同専門職（内閣事務官）を1増とすることが検討されている。

一般職の職員の給与に関する法律第8条第1項では、内閣総理大臣が職務の級の定数の設定・改定するに当たっては、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見を聴いて、これを十分に尊重することが定められており、今般、同法の適用を受ける内閣官房の専門職の職務の級の定数の見直し内容を盛り込んだ意見を内閣総理大臣に申し出ることとしたい。

以 上

(案)

令和3年7月〇日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

内閣総理大臣秘書官の増員に伴う職務の級の定数の設定に関する意見の
申出

人事院は、内閣総理大臣秘書官の増員に関し、令和3年6月29日付け「内閣総理大臣秘書官の増員に伴う職務の級の定数の設定・改定について（閣人行第74号）」を踏まえ、職員の適正な勤務条件確保の観点から検討を行った結果、令和3年4月1日閣人行第42号（職務の級の定数の設定及び改定結果について（通知））の別表1に定める職務の級の定数の当該増員に係る職務の級の定数の設定については別紙のとおりとするよう、一般職の職員の給与に関する法律第8条第1項の規定に基づき意見を申し出ます。この意見は閣人行第74号に掲げる案に沿ったものとなっています。

府省 内閣

会計 一般会計

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	補足事項		
				級 総数														
内閣官房	内閣官房共通費	行政職俸給表（一）		(46) 1115		(34) 45	43	(6) 52	63	(6) 206	332	117	229	19	9			
		内閣参事官	(34) 102		(34) 44	39	19										10級：4月1日から※1の前日までは46(36) 8級：4月1日から※2の前日までは18	
		総理大臣官邸 事務所長	1		1													
		主 任	9											1	8			
		専 門 職	(12) 764				(6) 26	47	(6) 181	264	76	170					8級：4月1日から※3の前日までは29(9)、※3から※1の前日までは27(7) 7級：4月1日から※1の前日までは48 6級：4月1日から※3の前日までは182(5)、※3から※1の前日までは183(6) 5級：4月1日から※1の前日までは271 4級：4月1日から※1の前日までは79 3級：4月1日から※1の前日までは175	
		内閣衛星情報センター総括開発官	1			1												
		同 課 長	6			3	3											
		同主任分析官	6				2	4										
		同主任開発官	3				1	2										
		同副センター 所 長	1				1											
		同受信管制局長	2					2										
		同 専 門 職	200					8	25	68	41	58						
		一 般 職 員	20													11	9	2級：4月1日から※1の前日までは17
		行政職俸給表（二）		49								-	5	11	32	1		
		技能労務職員		49										5	11	32	1	
		専門スタッフ職俸給表		5										-	5	-	-	
		専 門 職		5											5			
		指定職俸給表		(51) 81														
		内閣総務官		1														
		人事政策統括官		2														

組 織	項	俸給表	職 名	職務の	11級	10級	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	補足事項
				総数												
			内 閣 審 議 官	(51) 73												4月1日から※1の前日までは76(54)
			内閣衛星情報 センター所長	1												
			内閣衛星情報 センター次長	1												
			内閣衛星情報 センター部長	3												

備考

1 内閣官房/内閣官房共通費の欄関係

- (1) ()の数字は、「中央省庁等改革基本法」第9条第3項の規定による内閣官房の定数管理の柔軟化措置のための人員（内数）であり、その設定されている職名においてのみ用いることができる。
- (2) 行政職俸給表(一)の「専門職」には、総理大臣官邸事務所副所長を含む。
- (3) 指定職俸給表の適用を受ける「内閣審議官」又は「内閣衛星情報センター部長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の10級に設定されるものとする。

2 補足事項の※関係

- (1) ※1 デジタル庁設置の日とする。
- (2) ※2 内閣参事官増設の日とする。
- (3) ※3 内閣総理大臣秘書官の増員に係る改正定員令施行の日とする。

閣人行第74号

令和3年6月29日

人事院事務総長 松尾恵美子 殿

内閣人事局長 杉田和博

内閣総理大臣秘書官の増員に伴う職務の級の定数の
設定・改定について

内閣総理大臣秘書官の増員に伴う職務の級の定数の設定・改定について、組織管理の観点から、新規増員査定案を示してきたところですが、職員の適正な勤務条件確保の観点からの人事院の意見を求めます。

参考

【内閣官房関係】

- ・ 専門職 （行政職俸給表（一） 8級） の定数の減（2）
- ・ 専門職 （行政職俸給表（一） 6級） の定数の増（1）